

成育基本法

参考資料

令和２年度全国児童福祉主管課長会議

(令和２年３月５日 厚生労働省子ども家庭局資料より抜粋)

5. 成育基本法（略称）について（関連資料 18～20 参照）

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」平成 30 年法律第 104 号。以下「成育基本法」という）は 2018（平成 30）年 12 月 14 日に公布され、2019（令和元）年 12 月 1 日に施行された。2021（令和 3）年 2 月 9 日には、成育基本法に基づき「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という）が閣議決定された。

成育基本法において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮するよう努めるものとされている。

そのため、各都道府県におかれては、上記の医療計画等を作成するに当たっては、成育基本法の趣旨や成育医療等基本方針の記載内容を踏まえ、当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の内容等を記載するよう努めていただきたい。なお、成育過程にある者等に対する保健については「健やか親子 2 1（第 2 次）」に基づき、引き続き取組を推進していただきたい。

成育基本法の概要

※ 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」 (平成30年法律第104号)
 ※ 2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等と鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 基本理念
 - ・ 成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
 - ・ 多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・ 居住する地域にかかわらず科学的知見に基づき適切な成育医療等の提供
 - ・ 成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができきる環境の整備
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表 (毎年1回)
- 成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※ 閣議決定により策定し、公表する。
 - ※ 少なくとも6年ごとに見直す
- 基本的施策
 - ・ 成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・ 成育過程にある者等に対する保健
 - ・ 成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・ 記録の収集等に関する体制の整備等
 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 ・ 調査研究
- 成育医療等協議会の設置
 - ※ 厚生労働省に設置
 - ※ 委員は厚生労働大臣が任命
 - ※ 組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
- 都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務 (努力義務)

施行日

公布から一年以内の政令で定める日 (令和元年12月1日)

成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画

成育基本法第19条第1項

(医療計画等の作成に当たっての配慮等)

第19条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

政令で定める計画

- | | |
|---|---|
| <p>① 都道府県障害児福祉計画
(児童福祉法第33条の22第1項)</p> <p>② 都道府県地域福祉支援計画
(社会福祉法第108条第1項)</p> <p>③ 自立促進計画
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号)</p> <p>④ 都道府県障害者計画
(障害者基本法第11条第2項)</p> <p>⑤ 予防計画
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第1項)</p> <p>⑥ 都道府県男女共同参画計画
(男女共同参画社会基本法第14条第1項)</p> <p>⑦ 都道府県基本計画
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項)</p> <p>⑧ 都道府県健康増進計画
(健康増進法第8条第1項)</p> <p>⑨ 都道府県食育推進計画
(成育基本法第17条第1項)</p> | <p>⑩ 都道府県障害福祉計画 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項)</p> <p>⑪ 都道府県自殺対策計画
(自殺対策基本法第13条第1項)</p> <p>⑫ 都道府県がん対策推進計画
(がん対策基本法第12条第1項)</p> <p>⑬ 教育の振興のための施策に関する基本的な計画
(教育基本法第17条第2項)</p> <p>⑭ 都道府県子ども・若者計画
(子ども・若者育成支援推進法第9条第1項)</p> <p>⑮ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
(子ども・子育て支援法第62条第1項)</p> <p>⑯ 都道府県計画
(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項)</p> <p>⑰ 都道府県アルコール健康障害対策推進計画
(アルコール健康障害対策基本法第14条第1項)</p> <p>⑱ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画
(ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項)</p> <p>⑲ 都道府県循環器病対策推進計画
(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項)</p> |
|---|---|

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適切に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

- (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
 - ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等
 - ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
 - ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進等
- (2) 成育過程にある者等に対する保健
 - ①総論 ▶妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
 - ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等
 - ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等
 - ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
 - ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
 - ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等
- (3) 教育及び普及啓発
 - ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等
 - ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の推進等
- (4) 記録の収集等に関する体制等
 - ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要施策 ▶PHR
 - ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要施策 ▶CDR等
- (5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討等
- (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づき取組の適切な実施等

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進